

議会議案第1号

奈良市議会ハラスメント防止条例の制定について

奈良市議会ハラスメント防止条例を次のように制定しようとする。

令和8年2月27日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

早 田 哲 朗

奈良市議会ハラスメント防止条例

奈良市議会は、市民の期待と信頼に応えるため、常に公正で誠実な議会活動に努めてきました。議員の地位が市民の厳粛な信託によるものであることを理解した上で、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、議員と職員が互いを尊重し、自由闊達に議論を重ね、真摯に意見を交わしながら安心して職務に取り組むことができる環境を築くことが、議員としての責務であると深く認識しています。

ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪質な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」です。また、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障をきたし、奈良市議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながります。

奈良市議会は、ハラスメントの防止に向けた実効性ある仕組みを確立するためこの条例を制定し、議員と職員が互いに敬意をもって向き合い、いかなるハラスメントも決して許さない議会風土を築くことで、市民から信頼される議会であり続けることを宣言します。

(目的)

第1条 この条例は、奈良市議会議員（以下「議員」という。）から議員又は奈良市職員（以下「職員」という。）へのハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずることにより、議員と職員が互いに人権を尊重し、一人一人がその能力を発揮することができる勤務環境の実現を図り、もって奈良市議会（以下「議会」という。）としての役割を十分に果たし、市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他の誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害することとなる行為をいう。
- (2) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、

業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与えることにより、相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。

(3) セクシュアルハラスメント 相手方の性別、性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動により相手方の職務の遂行若しくは勤務条件に関して不利益を与える行為又は当該相手方若しくはその他の者の勤務環境を害することとなる行為をいう。

(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。

(5) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員及び市長を除く。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員から議員又は職員へのハラスメント（以下「議員によるハラスメント」という。）によって生じた問題について適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントに当たる行為が行われている事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し、厳に慎むべきである旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

（議長の責務）

第5条 奈良市議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあったと認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(研修)

第6条 議長は、議員によるハラスメントを防止するため、議員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施する。

(相談及び調査体制)

第7条 議長は、弁護士その他のハラスメントに関する専門的な知識を有する者（以下「弁護士等」という。）を相談員として置く。

- 2 議長は、弁護士等で構成される調査委員会を設置することができる。
- 3 相談員に対する相談及び調査委員会による調査に係る体制については、議長が別に定める。

(ハラスメントの相談)

第8条 議員によるハラスメントに係る被害を相談しようとする議員又は職員（以下「相談者」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し当該ハラスメントに関する事項について相談を行うことができる。

- 2 前項に規定する相談（以下「相談事案」という。）を受けた相談員は、当該相談事案について議長に報告するものとする。

(ハラスメントの調査)

第9条 議長は、前条第2項の規定による報告において、同条第1項に規定する相談の結果、相談者から調査の希望があったときは、当該報告に係るハラスメントに関する事実を確認するため、第7条第2項の規定により調査委員会を設置して、相談者、相談者にハラスメントを行ったと申立てを受けた議員（以下「対象議員」という。）その他の関係者（以下「相談事案関係者」という。）からの聞き取り等、必要な調査を行わせるものとする。

- 2 調査委員会は、調査委員会の業務（以下「調査業務」という。）を行うに当たっては、相談事案関係者の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。
- 3 調査委員会は、政党、会派、議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に調査業務を行わなければならない。
- 4 議長は、前3項の規定に基づく調査業務の遂行の自由を保障する。
- 5 調査委員会は、調査業務を完了したときは、速やかに議長に報告しなければならない。

6 議長は、前項の規定による調査委員会からの報告を受けたときは、別に定めるところにより、遅滞なく相談者及び対象議員に通知する。

7 第11条第1項本文の規定は、前項の規定により議長が相談者及び対象議員に対して行う通知には、適用しない。

(調査協力義務)

第10条 相談事案関係者は、前条第1項の規定により調査委員会が相談事案に関して調査するときは、これに協力しなければならない。

(相談事案関係者等の義務)

第11条 相談事案関係者、議長、相談員、調査委員会の委員その他相談及び調査に関わる者は、相談事案関係者の利益を不当に侵害しないため、相談又は調査が行われていること、相談員及び調査委員会の委員の発言その他相談及び調査に関する内容（以下「相談及び調査内容」という。）について、他に漏えいしてはならない。ただし、次条の規定により公表された内容については、この限りでない。

2 前項本文の規定に反し、相談及び調査内容が他に漏えいしたことが明らかになったときは、議長は、当該漏えいに係る相談及び調査内容に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び漏えいした内容のうち事実と反するものを公表し、又は当該漏えいに係るハラスメント調査を中止し、若しくは停止するなど、相談員及び調査委員会の意見を踏まえ、相談事案関係者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

(被害対応措置)

第12条 議長は、第9条第5項の規定により調査委員会から議員によるハラスメントがあった旨の報告を受けたときは、当該報告に係るハラスメント（以下この条において「当該ハラスメント」という。）被害の継続又は再発を防止するための措置として、当該ハラスメントを行った議員の氏名及び当該ハラスメントの内容を公表する。ただし、議長は、公表することにより相談者の特定その他相談者に不利益が生じるおそれがあるため公表すべきでないと判断したときは、当該ハラスメントの内容を公表しないものとする。

(議長の職務代行)

第13条 議長が相談者又は対象議員となったときは副議長が、議長及び副議

長が共に相談者又は対象議員となったときは年長の議員（相談者及び対象議員を除く。）が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市議会におけるハラスメントを防止するための体制を整備しようとするものである。